



ひめしゃら法律事務所 〒190-0014 東京都立川市緑町7-1 アーバス立川高松駅前ビル1F  
TEL. 042-548-8675 FAX. 042-548-8676  
<https://www.himesyara.com>



ひめしゃら法律事務所 対談

## 労働法は誰のもの？

### ～国際法やケア労働から見えてくる 労働法とジェンダー～

今回は、法学者（労働法・ジェンダー法）の浅倉むつ子さんにお話をうかがいました。「ワーク・ライフ・バランス」といった言葉を聞くようになりました。「健康な男性」を想定していた労働法に、ジェンダーや生活の視点、人権条約の視点などから新しい風を吹き込みます。聞き手は弁護士杉井静子、大出良知、鈴木剛、佐々木洪平、事務局の日下努、中野すみれ、入矢すずなです。

法学者（労働法・ジェンダー法）

浅倉 むつ子さん

片方に労働法、  
片方に女性差別撤廃条約

鈴木…浅倉先生が労働分野での女性の地位・権利に関心を持たれたきっかけを教えてください。

浅倉…高校時代から、一生働き続けたと思っていましたし、やたら正義感が強くて、冤罪事件に興味を持っていたので、法学部に行きたいと思っていました。受験勉強のさなか、「住友セメント事件」の判決が出て、1人で大企業相手に闘って勝った女性のことが印象に残り、労働と法律にも興味を持ちました。

佐々木…先生は女性の労働問題には、働き方改革を進めるだけでは足りず、女性差別撤廃条約の選択議定書を批准することが必要だとおっしゃいました。

浅倉…労働法は、長い間、働く男性が中心の学問だったんですね。どちらかというと女性は保護の対象でした。でも、働く人というのは生活と労働という二つの世界を行きつ戻りつする、現実の生身の人間です。だから、生活という部分に目を向けない労働法というのは、いかなるものかという気持ちがありまして、他分野の学問に学びながら、新しいアプローチといたしますか、いろんな試みをしてきました。

でも、国内の法や裁判だけを見ていると、新しい発想が湧いてこない。一方、私は若い頃から、国際女性の地位協会というNGOにも所属してきたので、片方に労働法、片方に女性差別撤廃条約みたいなことで、国際法から発想を助けてもらったんです。しかし、国連の人権条約を日本が批准して



弁護士 佐々木洪平



も、国内の裁判所が条約を活かす判断をすることはほとんどありません。でも人権条約の選択議定書を批准すれば、個人通報が可能になり、国連の人権委員会が最高裁判決を覆すような見解を出してくれるはず。そう思って、定年を機に、女性差別撤廃条約実現アクションというNGO活動を始めました。



事務局員 中野すみれ

日本の労働法も転機にきている。働き方改革ではだめだと思えます。個人通報を通じて国際基準の人権の考え方を導入することが大切です。国内の法改正と個人通報の実現、これら2つを並行してやっていけば、日本の司法が変わっていくんじゃないか。そんな望みを託して活動している最中です。

### オールド・ガールズ・ネットワーク?

**中野**：昔のドラマでは、総合職の男性が営業で外に出る、一般職の女性は職場でお茶をだす、というシーンがよくあって、特に違和感を持ちませんでした。最近になって再放送をみると、違和感を覚えました。女性自身の意識の問題も大きいのかな、と思います。

また、「オールド・ボーイズ・ネットワーク」という言葉を耳にするようになりまして、先生はどう思われますか？

**浅倉**：私たちが高校生・大学生だった頃は、今の人たちより生意気で、先生や親の言うことには反発する時代でした。ただ、私自身は、当時を思うと、とても未熟でした。例えば夫婦別姓の問題についても、当時は理解できていませんでした。大学院修士2年の時に結婚して、姓が「ワタナベ」から

「浅倉」に変わることも無意識に受け入れていました。五十音では、「わ」はいつも最後ですが「あ」だと最初なんですよね。だから「あ」の方がいいなんて思い、夫の姓の浅倉を選んだりして、姓のあり方を意識することもありませんでした。友人には選択的夫婦別姓にこだわって生き方を探っている人がいたのですが、その話を聞いてもなんとなくぼかんとしていました。自分もこんな風だったので、おっしゃることはよくわかります。たしかに意識を変えるのは大変ですが、大事なことは、それぞれの人の選択を尊重する想像力を身に付けることだと思います。別姓を選びたい人



弁護士 杉井静子

ここで職を失った人も多いと思います。特別定額給付金も、世帯主の通帳に全額が振り込まれ、世帯員個人には渡らなくて

がいる、職場の中で壁にぶち当たって辛い思いをしている人がいる、そういう人の気持ちをまず理解できる自分になる、それが大事な、と思います。オールド・ボーイズ・ネットワーク、確かに今でも生きていますよね。職場などで助け合うのは良いですが、情報を独占して異質な人を排除することになってしまつと、公正でなくなり、お

### ケア労働の価値を社会全体で考えよう。

**入矢**：子どもがいるのですが、学校からの連絡は私にくるし、保護者会とかは母親が出るのが当たり前だとかいう社会全体の意識が変わらないと、なかなか変わっていくのは難しいんじゃないかと感じています。そのあたりのアドバイスをいただけるとう嬉しいです。

**浅倉**：労働分野でジェンダー平等が全く実現していないのは、性別役割分業が根強くて、育児や介護というケア労働を担っているのが圧倒的に女性だからです。そういう中でコロナ禍があり、休校になったら誰が子どもの面倒を見るのかを考えずに一斉休校にしたりする。そ

かしいと思います。一方、女性たちは、職場以外のネットワークを力にできたと感じています。これは「ガールズ・ネットワーク」かもしれません。同じ目的を持って活動し合うことは、大きな支えになりますから、ネットワーク作りは必要ですね。



事務局員 日下 努

もよいという考え方で実施されました。出産や育児を契機として、働く女性の5割が辞めていくという実態が変わらない限り、雇用の平等ってありえないな、と思います。ただ、それを問題だと思っ人は増えていると思います。私が大学院で研究をスタートした頃は、こんな研究テーマでは主流の研究にはなれないと言われました。今では、育児休業システムの国際比較というような研究は、立派に評価されています。実際に働いている人も諦めないで続けて欲しいし、研究者もそういうテーマを追求して欲しいと思います。

**日下**：男女格差、雇用形態による格差などがコロナ禍で顕在化しています。格差の問題を、人々にどう働きか

# 労働法は誰のもの？ ～国際法やケア労働から

## Profile

### 浅倉 むつ子 さん

Asakura Mutsuko

早稲田大学名誉教授。1948年千葉県生まれ、法学博士。日本学術会議会員、日本労働法学会代表理事、ジェンダー法学会理事長などを歴任。

現在、女性差別撤廃条約実現アクション共同代表、国際女性の地位協会共同代表。

主著に、「男女雇用平等法論－イギリスと日本」（ドメス出版）、「労働法とジェンダー」（勁草書房）、「雇用差別禁止法制の展望」（有斐閣）、「新しい労働世界とジェンダー平等」（かもがわ出版）など。

浅倉さん：コロナ禍は大きな災いをもたらしましたが、他方、ものすごく大事なことを私たちに投げかけたとも思います。それは、ケア労働の価値を、私たちにまざまざと見せつけたことです。医療や看護、介護、保育などで働く人々は、これまで非正規が多く、定員削減を受けてきました。しかし、コロナ禍ではエッセンスとして、国民生活を守るために不可欠な役割を引受けています。こういう矛盾を浮き彫りにしたのが



弁護士 鈴木 剛

このコロナ禍でした。人間が完全に自立していれば他者からのケアは必要ないわけです。労働法は「ケアレス・マン」（ケアの不要な人）をモデルにして作り上げられてきました。ところが、考えてみれば、人間はオギャーと産まれてから最後に看取ってもらうまで、実はケアをしたりされたりする存在であって、ケアがなければ社会というのは持続しません。そのことがコロナ禍で浮き彫りになったといえると思います。だから、ケア労働の価値を本当の意味で尊重する社会というのが、これから先の民主主義社会です。この点を見直していかないと、日本はこれから先、

杉井さん：ケア労働の価値を社会全体で考えていかなきゃいけないということにもう一歩突っ込んで、ケア労働をもっと公的に保障すべきじゃないかと思えます。いかがでしょうか。浅倉さん：おっしゃるとおりです。公務員が定数削減になり、ケア労働が民間委託になり、介護保険以降もずっとそういう流れですよね。介護をしている人たちは、今、すごい矛盾の中で仕事をしていると思います。実は今、3人のホームヘルパーの方々が、国を相手に訴訟しています。賃金をよこせといった通常の労働事件ではなく、介護保険法の中でホームヘルパーの賃金が構造的に低くなっており、事業所も労働基準法が守れない仕組みとなっている。それをそのまま放置するのはおかしいとして、国の責任を問いかける国賠訴訟です。事業主の責任よりも、国家の制度責任を追及するという裁判になっており、注目しています。岸田首相は、ほんの少しだけ、処遇改善として、保育や介護に携わる人々の賃上げを実施していますが、問題は構造的なものであって、



事務局員 入矢すずな

ももっと深刻です。大出さん：浅倉さんとは、同じ大学・学部の同期で、小さな大学でしたので、大学一年の時から知り合いです。ただ、大学院に入った時には大先輩になっていましたし、専門に関わるお話を伺う機会はありませんでしたが、浅倉さんが何を目指しているのかということとを改めて伺い、大いに刺激を受けました。私が専門にできた再審の問題などでも、状況が動いていないわけではありませんが、裁判所の反応などは極めて歯がゆいところがあり、理論的にどう乗り越えていくのか難しい局面をむかえているようにも思います。そのような状況の中で、例えばNGO活動など、可能な手立てを尽くしていくことの重要性を改めて思い起こさせていただきました。どうもありがとうございます。



弁護士 大出良知

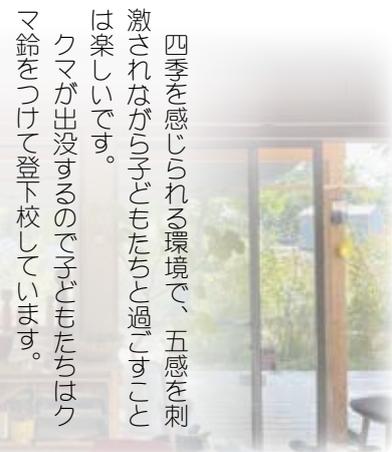
# 前村家の選択

都会から浅間山のふもと、長野県御代田町(みよたまち)に移住した家族の話。ピラティスインストラクターの前村詩織さんにお話を伺います。



## 芯からゆるむ土に根付いたくらしとは

野だっただため家を建てるのは開発行為と見なされ、県に開発申請をしないといけないかった。5家族の経済状況も価値観も違うからとても苦労した。一軒目(我が家)が建つまで、実に3年以上かかりました。



四季を感じられる環境で、五感を刺激されながら子どもたちと過ごすことは楽しいです。

クマが出没するので子どもたちはクマ鈴をつけて登下校しています。

## 桑 [クワ]



ご存知のように蚕のエサとして古くから栽培されています。蚕のエサは葉の部分ですが葉を採らなくなった成木は、初夏のころに濃い赤紫色の実をつけます。実は熟すとおいしく、子どもたちの格好のおやつになり、口のまわりを真黒紫色にして食べた幼い頃の思い出のある方もいるかもしれません。

しかし、じつは葉も食べられるのです。そのレシピの紹介です。

### レシピ

#### おひたし

若葉をよく茹で水にさらし、おひたしや和え物にする。



#### 天ぷら

天ぷらにすると同じ味になり、個性がなくなるのですが、桑の葉の天ぷらは“こく”があって、若葉の天ぷらは最高です!



#### ジャム又は果実酒

熟した実をジャムにする。約3倍量の焼酎に漬けて果実酒にする。



## 登記のはなし



司法書士 長井 健治

**5** 年ほど前までひめしゃら法律事務所に在籍していました。司法書士という仕事から、不動産の相続手続きに日常的に関わっています。そのようなわけで、この度、「相続登記の申請の義務化」についてコラムを書く機会をいただいたと想像しています。

これまで相続登記の申請は任意(登記を備えるかどうかは当事者の意思に委ねられるのが原則)とされて来ましたが、義務化されるといえるのは不動産登記制度の大きな変化といえます。主な理由は、何世代か前の親族の名義のままとなっている土地や、価値が乏しくして処分にも困るため誰が取得するか協議がまとまらない土地や建物が国内に数多く存在している点にあると言われています。このような状態が将来的にも続いていくと、例えば大災害が発生した際、住宅の高台への移転や区画整理事業、災害公営住宅の整備などが大幅に遅れる要因にもなります。また、所有者不明土地に隣接する土地に対する悪影響などは都市部でも問題となっています。

**1** のような問題などへの対応策として、令和3年4月21日、「民法等の一部を改正する法律」が成立し、相続登記の申請義務化を含む不動産登記制度の見直しが行

遺産分割協議書

登記申請書

「どうして僕はコンクリートばかりのところにくらさなきやいけないの？」

— 移住後の生活、どうですか？

10歳長男のことが後押しとなって東京都品川区から移住してまもなく2年。

幸福度もOOL(「人生の質」)は確実に上がりました。空気がよく、美しい景色、おいしい野菜……数え上げたらキリがない。何よりも自分たちの手で暮らしをつくっている実感がいいんです。



## 移住までの道のり

— 大変だったことは？

東京の友人たち5家族の共同名義で大きな土地を購入し、分筆。地目が原

— 心と体の変化は？

呼吸が深くでき、芯から緩むことができた。



「コンポストへ入れた生ごみを畑に使って育てた野菜を食べると循環が感じられたことが大きな変化。

くわの実やあけび、野いちご、栗など採ったり摘んだりして食べられるものが多くて楽しい。

暮らしの仕事が山積みでそれだけで忙しい。けれど、とても充実しています。

## スーパの冷めない距離に友人らの存在

— 3人目のお子さんが臨月のときに移住して真冬の長野生活からスタート。

気候も暮らしも全く異なる中、子どもたちの様子は？

東京にいたときより圧倒的にいきいきのびのびしてる！(マスクも騒音も気にしなくていい)

子どもたちはあつちの家、こつちの家と自由に行き

来。子育ては断然ラクに！



— それはびっくり。すごい！

どこにいても

## 「一番近い自然は自分の身体」

— 都市の暮らしで心身ともに疲れないようにするにはどうしたらいいでしょう？

誰にとっても「一番近い自然は自分の身体」。自分の身体に意識を向けてつながること、身体の声を聴くこと。瞑想でも、ヨガでも、サーフィンでも、散歩でも、方法はなんでもいい。忙しい人にこそ、実践してほしい。私はピラティスが最適だと思っています！

(取材 入矢すずな)



### ◆ 詩織さんより ◆

御代田は東京から日帰りができるほどアクセスがいい場所。御代田駅前に仲間たちとコミュニティスペース(カフェ/ギャラリー/バー/ゲストハウス)をつくっているの、ぜひいろいろな方に遊びに来てほしいです。

あと、オンラインでピラティスレッスンしています♡

instagram @shiorilates



かられました。基本的なルールは、相続が開始し、そのことで相続人が不動産を取得したことを知った日から3年以内に登記をしなければならぬ、というものです。この制度のスタートは令和6年4月1日からとなりますが、施行日前の相続にも適用されることに注意が必要です。この期間が経過していることを法務局(登記官)が把握すると、相続人に対し義務の履行を催告してきます。もしも正当な理由なしに放置すると、10万円以下の過料の対象となってしまう。

他方、相続人が申請義務を簡易に履行することができるようにするという観点から、①相続が開始したこと、②自らが相続人であること、を登記官に申し出ること、義務履行をしたものとみなされる「相続人申告登記」が相続登記義務化と同時に施行されます。これで簡便に過料を逃れることができるようになりますので、令和6年の4月以降は申告登記も増加してくると思います。ただし、申告登記がされた後に相続人間で遺産分割協議がまとまると、そこから3年以内に相続登記を申請しなければならぬとなります。

## 最 務化に至った背景と制度の特徴を

紹介してまいりました。私個人は、一般の相続登記の義務化が所有者不明土地等の問題の抜本的な解消にはつながらないのではないか、むしろ複雑化するのではないかと不安を感じている者ではありますが、このコラムを通してみなさんに少しでも関心を持っていただけたらうれしく思います。



# 愚問 & 奇問

所員にききました

1. 子どもの頃のアイドルは誰？
2. 思い出に残る旅行先と旅の思い出を教えてください！
3. 生まれ変わったらやりたい職業は？
4. あなたの人生を変えた1冊を教えてください！
5. 50年後、日本はどうなっていると思いますか？



弁護士 杉井 静子  
Sugii Shizuko

1. いない  
2. 私の生まれ故郷である青島を訪ねた中国旅行。亡き母にとっては、新婚かつ第一子の私を出産した思い出深い地であった。亡き父の勤務先であった青島商業中学校は別の学校になっていたが講堂は昔のまま、私が出生した病院も残っていた。ただ、こうしたドイツの租借地であった旧市街地はそのまま、新興市街地は目をみはる発展途上であった。

3. 舞台俳優
4. 渡辺洋三著「法というものの考え方」。法解釈は実戦であり、それにより社会を変えることができることを学んだ。
5. 政権交代が実現するか否かで激変する。

1. ジャニー喜多川氏が最初に立ち上げた男子4人のグループ、「ジャニーズ」。その次は、グループサウンズ「タイガース」。  
2. 軍隊を持たない中米の国、コスタリカが最高でした。子供のころからの平和教育の中味、憲法裁判所の勇断、選挙の際の、子どもの模擬投票など、目からウロコの国家政策がてんこ盛りでした。

3. 農業かなあ…。  
4. 一冊に絞るなんて無理です。高校の、夏休み課題図書だった岩波新書「沖縄」と、「死の商人」は、社会問題に興味を持つ大きなきっかけになりました。



弁護士 藤原 真由美  
Fujiwara Mayumi

仕事をするようになってからは、椎名誠氏の「あやしい探検隊」シリーズが、自然と人間の素晴らしい関わりを教えてくださいました♪  
5. はてさて、今の政権が続けば、日本は独裁国家に近づいて行くと思いますが、市民社会が成熟して、市民が力を持ってくれば、幸せな社会に変わっていくのでは？

1. 光GENJI世代です。ローラースケート買ってもらったなあ。
2. オーストラリア旅行でコアラを抱っこして写真を撮ったのですが、顔がおじさんみたいな子で毛がゴワゴワと硬くコアラにもいろいろいるんだと衝撃をうけました。いい思い出です。
3. 南極観測隊。来世で冷え性を克服できていたら参加したい。
4. 猪熊弦一郎『私の履歴書』。私の出身地には猪熊先生の作った現代美術館があり、高校生の頃は毎日のように放課後通っているいろいろな展覧会を見ました（学生は無料だったのです）。豊かな時間をくれ進路を後押ししてくれた猪熊先生の言葉が詰まった一冊です。
5. 気候変動で四季がなくなっているかも？ 季節の移りかわりの美しさを残していきたいなと思います。

事務局 渡邊 愛香  
Watanabe Aika



1. 敗戦後の外地で、ゲゲゲの鬼太郎のように「学校も試験も」なくなった近所の子どもたちを集めて、うたやおゆぎやべんきょうを教えてくださいました天使のような大関先生（その時教わったうたを大事にいくつも、いまも覚えています）。ほんとは「大関先生」は、チチハル高等女学校二年のお姉さんだったのです。



弁護士 宮本 康昭  
Miyamoto Yasuaki

2. もう40年以上前、上田誠吉さんと2人でアメリカ南部（ディープサウス）の旅をしました。ディープサウスと言えば黒人の世界。黒人からはタカられる、脅される、盗まれる、持ち物は絶対に体から離してはいけない、と耳にタコが出来るほど言われました。

ニューオーリンズのフレンチクォーターは、ジャズフェスティバルの前夜でごった返していました。私は上田さんを「ニューオーリンズに来たのだからナマズを食べましょう」と誘ってお客も従業員も黒人だけの混み合ったナマズ料理の店に入りました。そして店を出て雑踏の中を歩き出したときテーブルの下にカメラを置いて忘れて来たのに気づいたのです。「シマッタ、あれだけ言われて来たのに」もうないだろうと諦めながら引き返しかけた時、人混みの中をカメラを掲げながら走って来る黒人のウェーターに出会ったのです。

その時は言葉になりませんでした。そのとき自分が黒人について持っていた偏見、差別意識、侮蔑感が粉々に打ち砕かれるのを感じました。

3. ない。何もやりたくない。
4. これはまじめに。渡辺洋三先生の「法社会学と法解釈学」。この本に出会っていなかったら、いまの私はないでしょう。みなさんの誰にも出会わない、別の世界にいたと思います。
5. 夏目漱石の小説「三四郎」の汽車の中での広田先生にならって「減じるね」。そして、そのあとどうなるかが問題なのですけど。

1. 高橋名人(高橋利幸氏 株式会社ハドソン(現株式会社コナミデジタルエンタテインメント)の社員さんで、今で言うプロゲーマーみたいな人でした) ちょうどブーム時に小学生であり、1秒間16連射に憧れました。

2. 高校卒業後に実施した父方の実家である愛媛県大三島への自転車旅行。3月末くらいでしたので、冬の寒さと箱根の峠、鈴鹿山脈越えがキツかったような覚えがあります。
3. 黙々と作業するような、ものづくりの職人が良いですね。
4. 木村晋介先生の「キムラ弁護士が駆けてゆく」大学に入る前くらいの時に読みました。弁護士というものを知る最初の一冊で、まだ自宅にとってあります。
5. 内容はともかく自由な発信ができる国ではありますので、もう少し自分たちのことを自分たちで決められる、自分たちで決めようという国になっていると良いですね。



弁護士 杉野 公彦  
Sugino Kimihiko

1. 魔女の宅急便のキキ。ほうきで飛ぶのに憧れました。

2. 大理→シーサンパンナ(中国雲南省の少数民族の町)。友人たちとうまく会えず(当時スマホもなく)ひとり異国の地でしばらく過ごす事に。数日後、奇跡的に合流…。体調を崩してタイ族の治療を受けたり、歩いていたら突然バケツでザパーッと水をかけられてずぶ濡れになったり(「水かけ祭り」というものでした!)、友人間でケンカが勃発したり、とにかく珍道中で忘れられない旅でした。

3. 獣医さん兼牧場主。動物たちが幸せに暮らせる牧場を作って動物たちと日々暮らしたいです。
4. 中島敦の「山月記」。人生を変えるほどではありませんが、高校生のころから好きで、今でもふと読み返したくなる本です。
5. 子どもたちにとってもっと風通しよく、自由な世の中になっている。我が子の通う学校を見ていると何十年も前と変わらない文化が多々あってよくびっくりします。



事務局 入矢 すずな  
Iriya Suzuna

1. サッカー少年だったので、ジーコやストイコピッチに憧れてプレーを真似したりしてました。
2. ハワイ。小学校4年生の時に初めて海外に行ったのですが、とにかく広くて敷地内をモノレールや船で移動するホテルだったので、世界はなんて凄いなと衝撃を受けました。
3. 理系の研究職。世の中の役に立つ、新しい物や技術を作り出すことにチャレンジしてみたいので。
4. 本に大きな影響を受けたという認識。記憶が全く無いです…。
5. どうしても悲観的に考えてしまいますが、一人当たりのGDPは高い国であって欲しいと思います。



弁護士 松縄 昌幸  
Matsunawa Masayuki



弁護士 佐々木 洪平  
Sasaki Kouhei

1. ゴジラ。ゴジラの着ぐるみを作りたくて、自転車で材料のウレタンを求めて町中をさまよったのは良い思い出。
2. 小笠原諸島。都内なのに当時は25時間半の船旅をしないと辿り着けない場所。海ではクジラが跳ね、ウミガメが泳ぎ、夕空にはオガサワラオオコウモリが飛び交う島。沖縄とはまた違った文化圏が遠くまで

来たと感じさせる。これぞ旅！

3. 歴史家。目指すはヘロドトス。
4. 夏目漱石の「こころ」 これを読んで「高等遊民」に憧れた。
5. ローカル線が相次いで廃線。ゆっくりのんびりした鉄道旅ができなくなり、青春18きっぷの旅など、夢のまた夢。鉄道で日本一周したい。



事務局 中野 すみれ  
Nakano Sumire

1. ホームランカードを集めるくらい松井秀喜が好きでした。今でも宝箱にしまっています。
2. 昨年母が亡くなる直前に、母の願いを叶えるべくキャンピングカーを借りて家族で群馬に行ったこと。祖父、祖母のお墓参りや親戚たちに会えたこと、そして車中もみんな楽しんで時を過ごせたとあわせな思い出です。
3. ドクターヘリに乗るフライトドクター（山Pみたいに走って乗り込みたい）
4. 「じごくのそうべえ」一人では乗り越えられない大変なことも仲間と力を合わせればなんとかなることを学んだ絵本です。息子が小さいときの読み聞かせ回数もダントツの1位でした。
5. 温暖化が進み、私の大好きな甲子園も夏開催ではなくなっているのかな。

1. ジャッキー・チェン。子供の頃は世界で一番強い人だと思っていて憧れてました。
2. 沖縄。初めて旅行した時に、本当に日本なのかとってしまう程時間の流れがゆっくりと感じ、新鮮で凄く居心地が良いなと感じたのを覚えています。
3. 獣医。国境なき獣医師団として世界中の動物を救いたい。
4. 「犬と私の10の約束」人生までは変えていないが、居ることが当たり前だと思っていた存在がいつまでも側に居る存在ではないことを認識し、一緒に過ごす日々の時間をより大切にしようと思うようになった1冊。
5. 猫の数が人間の数を上回り街中に猫が溢れかえった猫大国になっている。



事務局 長谷川 雄太  
Hasegawa Yūta

1. アイドルと言われても、記憶にありません。
2. 旅行先と言えるかは微妙ですが、もう四半世紀前に、イギリスのパーミンガムに1年半ほど住んでいたことがあり、その時、車で1時間ほどで行けたので、月に1~2度は訪れていたのが、コッツウォルズです。最近日本人観光客にも人気の「羊のいる丘」という意味のイングランド中央部に位置する丘陵地帯です。点在する村落にあるパブやレストランでの食事やお茶も楽しみでしたが、なんといっても広い牧草地に羊が群れて草を食む風景は、「イギリス」のイメージを変える我が家にとってのイングランドでした。
3. もう少し若い頃には生まれ変わったら料理人にでもと思ったこともあったように思いますが、今はもう面倒です。
4. 本では人生は変わっていません。
5. 50年後の日本を想像することは不能です。



弁護士 大出 良知  
Ode Yoshitomo



弁護士 岸 敦子  
Kishi Atsuko

1. 千代の富士関
2. 大学の部活でオーケストラをやっていて、ドイツのケルンとベルリンに演奏旅行に行きました。前例がなかったので、行くかどうか、資金調達はどうか、部内で激しい議論と必死の練習を重ねて出発。不安も大きかったですが、行ってみるととても楽しく、ドイツ人の優しさで感動して帰ってきました。リハーサル後の深夜に入ったバーガーキングのポテトがやたらと美味しかったとか、レストランで「黒大根のサラダ」を頼んだけど出てきた大根は白かったとか、くだらないけど楽しい思い出が沢山です。
3. 怠け者なので、職業と言われると特にないです…。
4. 「シャーロック・ホームズの冒険」コナン・ドイル ミステリー好きの始まり。
5. 温暖化が進んでいて、夏の暑さはさらに殺人的になっている？

1. タイガーマスクさん（漫画の主人公でなく格闘家の方）です。何度か実際にお目にかかることができました。
2. 今年、初めて夏の甲子園を観戦しました。斎藤佑樹さんの始球式も見ました。写真はその時のものです。
3. 文具好きなので文具店を開きたいです。
4. 大変月並みではありませんが、村上春樹さんの本はほとんど読んでいます。
5. 3回目の東京オリンピックを開催できるよう、世界平和や気候変動の問題など頑張って取り組んでいかないとはいけませんね。



弁護士 鈴木 剛  
Suzuki Go



事務局 日下 努  
Kusaka Tsutomu

1. う〜ん、タイガーマスク（S山ストル）にしとこ。
2. 高3の夏、友人2人と思い立ってバイクで行った函館ツーリング。その時にみた天の川的美しさが忘れられない。
3. 強くなければ生きていけない、優しくなければ生きていく資格がないでお馴染みの探偵に決まり！
4. 変えたとまで言えないが『君たちはどう生きるか』（吉野源三郎著）は良い1冊だと言える。
5. ボクは100歳に達しているので存在していないだろうが、だれでも安心して生活でき、戦争が無い今よりましな社会（世界）になってほしい。

1. 子供の頃テレビに出ているアイドルは好きではなかったので思い当たりません。強いて言えばアニメ「はいからさんが通る」の主人公「花村紅緒」です。袴とブーツ姿に憧れました。
2. 「モロッコ」です。乾期の砂漠で氷が降り驚きました。マラケシュのピンク色の土壁の街並みをまた見たいです。
3. 山奥の古民家で獣医をしながら山羊、兎、犬と一緒に暮らしたい。
4. 人生を変えてはいませんが、中学生の頃「赤毛のアン」が好きでシリーズ読みました。大人になった今も大好きな本です。
5. 50年後、動物と会話ができるようになってほしいなあ。



事務局 高村 早苗  
Takamura Sanae

# 参院選後の改憲の行方 ～改憲案にはこんな問題が!!



弁護士 鈴木 剛

## 1 改憲派の政党が3分の2を占める現状

参議院選挙の結果、衆参両院で、自民党、公明党、維新の会、国民民主党などの改憲派と呼ばれる政党の議員数が議席の3分の2以上となりました。そこで岸田首相は、「できるだけ早く発議に至る取り組みを進めていく」との意向を表明しています。

## 2 憲法改正についての歴史

自由民主党は、結党時の党是に「自主憲法制定」掲げる政党ですが、歴代の首相は、就任に際して改憲を表立って訴えることはありませんでした。この慣例を変え、祖父である岸信介元首相以来の悲願である改憲を強く推し進めたのは安倍晋三元首相でした。

最初に手をつけたのは憲法価値の実現を教育の目標に据えた教育基本法の改正でした。

自民党が野党であった2012年には、党総裁として「自民党改憲草案」を発表します。この改憲案は、憲法9条の改正にとどまらず、基本的人権の強い制約や、性の平等を宣言した憲法24条の変更など、保守色の極めて強いものでした。

2012年に首相に返り咲くと、明文改憲、解釈改憲の両面から憲法を改正する試みに着手します。

まず、憲法96条の規定はハードルが高すぎるとして、憲法改正の発議の要件を引き下げる改憲に着手しますが、頓挫しました。

すると、2014年5月、集団的自衛権の行使を「一部合憲」と閣議決定します。15年9月には集団的自衛権の行使を盛り込んだ安全保障関連法を強行採決したことは、記憶に新しいと思います。

2018年には、自民党内で、改憲4項目

(自衛隊明記、緊急事態条項の創設、参院合区の解消、教育の無償化)と取りまとめます。2022年、退陣した菅総理大臣の後を継いだ岸田首相も、冒頭に述べた通り、改憲への意向を述べています。

## 3 国民投票制度の問題点

憲法改正の国民投票の手続を規定した法律が「国民投票法」ですが、この法律も多くの問題を抱えています。

まず、最低投票率の定めがありません。大切な憲法改正の国民投票が、少ない投票数で決まってしまうことは大問題です。

それ以上に問題があるのが、テレビや新聞、インターネットの有料広告についてはお金をかければ自由にできることとなっていることです。国民の考えが、有料広告の洪水で歪められるおそれがあります。今の国民投票法のもとで憲法改正を進めてはいけません。

## 4 憲法改正と軍拡の問題

戦力の不保持を定めた憲法第9条2項に「自衛隊」を書き込んでしまうと、際限ない軍備拡大の根拠となってしまいます。昨今、ロシアによるウクライナ侵攻をきっかけに、さらなる軍拡論が叫ばれるようになりました。

岸田総理や、安倍元首相は、敵基地攻撃能力の保有も、自衛のための戦力に含まれるとし、外国領土への攻撃を主張しています。GDP比2%の軍事費の増大も主張しています。

数千兆円の債務を抱え、経済力の低下が叫ばれる我が国で、軍国主義化が進めば、国民経済はさらに冷え込むでしょう。また、外国への武力行使が可能となれば、東アジアの緊張が高まり、平和を実現するどころか、新たな国際緊張の原因となります。

日本を戦争に巻き込み、国民生活を破壊する憲法改正は、許すことができないでしょう。

## 佐々木弁護士の PHOTO日記①



信州の春は一気に花が咲き乱れる。モノクロの冬から彩り豊かな春に季節は巡る。  
撮影地：長野県大町市



フクギ並木で見かけた猫。並木道を横切り、海岸へと続く路地へ入っていった。  
撮影地：沖縄県国頭郡今帰仁村



今年で4回目となる多摩ランタンフェスティバル。色鮮やかなベトナムランタンに異国情緒を感じる。  
撮影地：東京都多摩市

## 法律相談

平日(月～金)  
午前10～12時、午後1～5時  
第2、第4の土曜日  
午前10～12時  
相談料  
1時間以内 5,500円(税込)

※夜間相談をご希望の方は、ご相談に応じます。  
※都合によって変更することがございます。

ひめしゃら法律事務所のHPはこちら ▶▶



## 編集後記

■ 今回の対談は法学者の浅倉むつ子さん。お話しの中心は日本の労働法とジェンダーの課題。パンデミック下で顕在化したケア労働の重要性とそれに比して低処遇の労働環境。そこにスポットをあてた内容は必見です。(K)